

別冊

〔議案第38号 「寝屋川市小中一貫校設置実施計画(素案)」
に対するパブリック・コメント手続の実施について〕

寝屋川市小中一貫校設置実施計画(素案)

～次なる小中一貫教育に向けて～

平成 29 年 月

寝屋川市教育委員会

目 次

はじめに	P 1
1 小中一貫教育の背景	P 2
2 寝屋川市の中小一貫教育	P 3
3 次なる小中一貫教育の考え方	P 4
4 次なる小中一貫教育について	P 8
(1) 全市の小中一貫校への移行	
(2) 就学前教育と小中一貫教育の連携・連動	
(3) 家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり	
5 おわりに	P 12

はじめに

近年、情報通信技術の急速な発展、社会・経済のグローバル化や少子高齢化の進行など、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しています。その中で、子どもたちが大きな夢や高い志を持ち、自らの人生を切り拓き、生き抜くために必要な力を育むこと、社会の変化に柔軟に対応できる力を育むことが、今の教育に求められています。

本市においては、平成17年度より全市的に小中一貫教育を推進し、義務教育9年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進めており、これまでの11年間の取組を検証・総括した『寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』を平成28年7月に策定いたしました。

『寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』では、小中一貫教育を「推進・指導体制」や「児童・生徒の学び」の視点等で検証した結果、様々な成果・効果が現れる取組となっていることから、今後も継続して推進していく必要があるとの認識を深めたところです。

今後も、更に義務教育全体の質を向上させる取組としていくためには、連携・協力体制面での課題を解消していくことが不可欠であり、教育改革を改めて推進するとともに、今まで以上に学校・家庭・地域との協力を深めた取組を進めていく必要があります。

市教育大綱で掲げられている「夢を育む教育・協育」を基本理念とし、「笑顔が広がるまち 寝屋川」を担う人づくりを推進するためにも、次なる小中一貫教育を掲げ、学校・家庭・地域・市が同じ目標を共有しながら連携・協力する中で、新たな教育行政を推進してまいります。

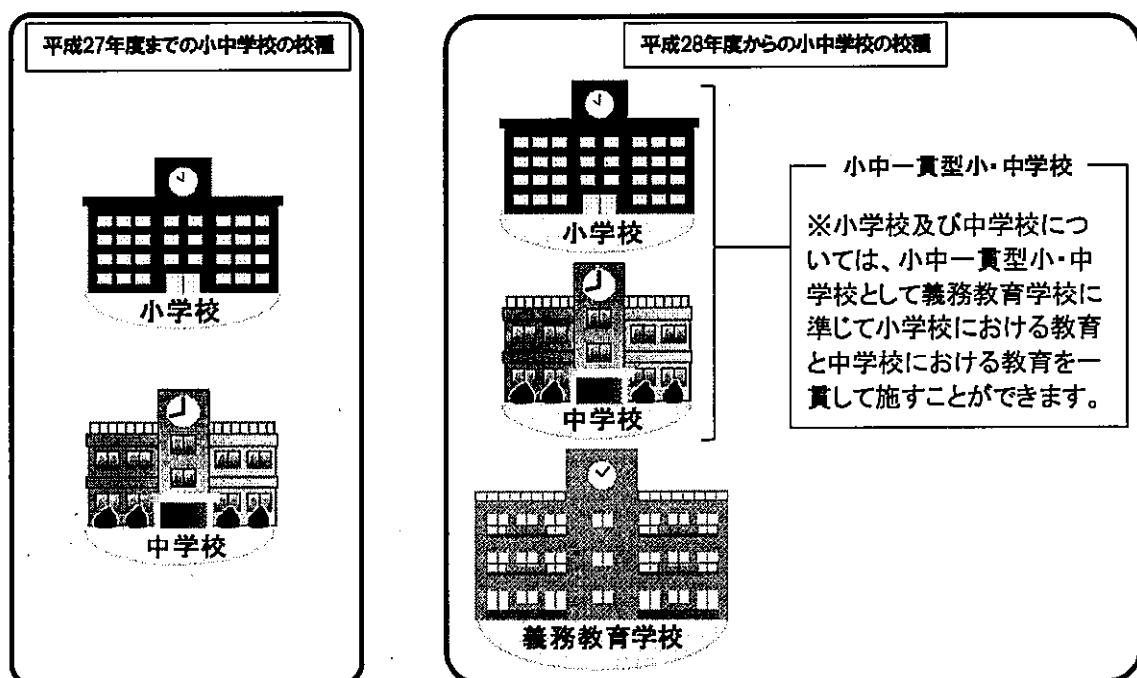
1 小中一貫教育の背景

小学校における学級崩壊や中学校において激増する不登校、少年非行や暴力行為などの低年齢化と問題行動の増加等に対処するため、小中学校が一体となった教科及び生活面での指導が求められていました。また、心身の成長に著しい差異が見られ、これまでのように小学校の1年生から6年生までの児童を同一の指導観や指導方法で教育することが困難な状況となり、子どもの発達段階に小中学校のシステムが対応しきれていない側面がありました。このような背景から、本市と同様に全国各地でも小中一貫教育が推進されており、教育課程特例校制度を活用する等、地域の実情に応じた多様な取組が行われています。

小中一貫教育については明確な基準等はなく、独自の取組として全国的に展開されていましたが、平成28年4月には、「学校教育法等の一部を改正する法律」が施行され、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校が制度化されました。

また、小中一貫教育の多様化及び弾力化を推進するため、義務教育学校に準じて「小学校における教育」と「中学校における教育」を一貫して施す「中学校併設型小学校・小学校併設型中学校（以下、「小中一貫型小・中学校」という。）」が「学校教育法施行規則」の一部改正により制度化されるなど、既存の小中学校でも小中一貫教育を施すための仕組みが整えられました。

義務教育学校及び小中一貫型小・中学校の制度化



2 寝屋川市の中学校教育

寝屋川市においては、平成17年度から義務教育9年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進める「小中一貫教育」により、小中学校が一体となった取組が展開され、全中学校区において特色ある中学校区づくりに取り組んできました。

小中一貫教育により、児童・生徒の様々な課題が解消するだけでなく、学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化につながっており、学力・体力の向上や不登校の減少等から見ても、確実に成果が見られるほか、教職員間における情報共有や指導力も向上しています。

しかしながら、小中一貫教育11年間の取組を検証する中で、更に義務教育全体の質を向上させる取組としていくためには、連携・協力体制面での課題解消に向けた取組を進めいかなければなりません。

これまで推進してきた小中一貫教育の成果と課題等を踏まえ、次なる小中一貫教育を進めていくためにも、新たなビジョンの共有が不可欠であり、今後もより一層、義務教育全体の質の向上を図る必要があります。

本市における小中一貫教育の歩み・成果等

小中一貫教育の歩み	
平成15年8月	第27次寝屋川市校区問題審議会 答申（平成14年7月5日 諮問）
平成16年12月	・小中一貫教育推進委員会の設置 ・内閣府から「英語教育特区」の認定
平成17年4月	小中一貫教育を開始
平成23年4月	中学校区を単位とする小中一貫教育を推進（寝屋川12学園構想）

小中一貫教育の成果等	
推進・指導体制	児童・生徒の学び
①市教育委員会と校長会の連携強化	①学力向上 全国学力・学習状況調査や市学習到達度調査等での学力向上
②管理職、教職員の意識改革の推進	②心力向上 道徳教育の充実、自主性を育てる活動の充実、自尊感情の向上
③指導方法への改善意欲、指導力の向上	③体力向上 運動習慣の育成、体力・運動能力の向上、朝食摂取率の向上
④中学校区内における目標等の共有	④英語教育 英検受検率の向上、英語によるプレゼンテーション力の向上
⑤小中学校等における協力・連携強化	⑤生徒指導 生活・生徒指導体制の充実、携帯・ネットいじめ対策の推進、不登校率の減少
⑥特色ある中学校区づくりの推進	⑥支援教育 校内支援体制の充実、巡回参観・教育相談等の充実、早期発見・早期支援に向けた体制の確立
⑦地域の資源や人材をいかした取組の充実	

3 次なる小中一貫教育の考え方

次なる小中一貫教育を推進するに当たり、教育大綱における「夢を育む教育・協育」の基本理念の下、小中一貫教育 11 年間の成果の拡大、更には課題の解決に向けた取組の検討を行うとともに、保護者の方々や教職員から意見を聴取し、児童・生徒にとって効果の高い取組とするための検討も行ってきました。

文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査」においても、小中一貫教育の成果指標として示した 43 項目（指導体制・保護者関係強化・地域関係強化等）全てについて、9 年間を見通した教育を施している学校ほど、より多くの成果を認識しているとの結果が報告されています。

このことから『寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』で示した考え方、「指導体制の一体化」、「学びの連続性」の実現が、本市小中一貫教育の更なる推進につながるとの認識の下、2 つの視点から重点的な取組を推進します。

「指導体制の一体化」

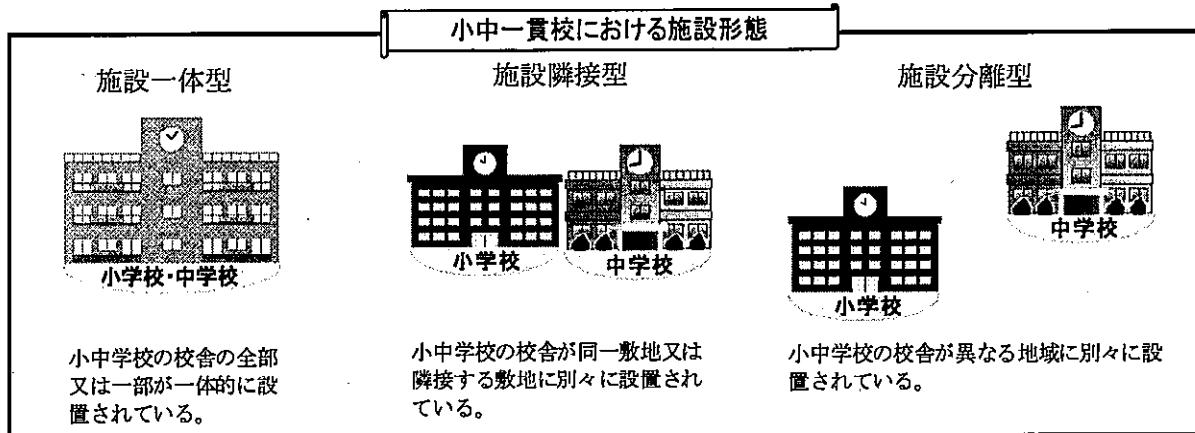
① 小中一貫教育制度の活用

学校教育法に規定する小中学校については、大きく「小学校」、「中学校」、「義務教育学校」に大別され、地域の実情や児童・生徒の実態など、様々な要素を総合的に勘案して設置者が主体的に判断できるようになっています。

また、「義務教育学校」に準じて、小学校における教育と中学校における教育を一貫して行うことができる「小中一貫型小・中学校」も制度化されたことから、これまでの取組を拡充していくためにも、新たな小中一貫教育制度を活用し、義務教育全体の質を向上させる取組を、積極的に推進していく必要があります。

② 小中一貫校設置における施設形態

小中一貫校については、「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」等、様々な施設形態があります。文部科学省が実施した「小中一貫教育等についての実態調査」によると、「施設一体型」に最も大きく成果が表れていることからも、「施設一体型」の小中一貫校が望ましいと考えますが、敷地面積、財政負担、地域特性、まちづくり計画等、様々な角度から計画的に検討を進める必要があります。



③ まちづくりとの連動

学校を含む公共施設等を総合的かつ計画的に管理することは、地域の実情に合った将来のまちづくりを進める上でも重要な要素であり、学校・家庭・地域・市が同じ理念を共有して育てる「協育」を推進するための基盤整備を行っていく必要があります。

本市では、市街地再開発事業や土地区画整理事業（東寝屋川駅周辺地区等）、地区計画制度の活用等、地域の実情に応じた市民と協働したまちづくりが計画的に進められており、地域特性をいかした施策・事業が展開されているところです。

その中で、第四中学校区では、地元組織と市が協働で作成した「まちづくり整備計画（案）」に基づき、小中一貫校について検討されている経緯があり、教育委員会においても敷地の確保や教育施設の整備等の面からの検討も進めています。

また、「第27次寝屋川市校区問題審議会」から出された『寝屋川市立小・中学校の規模と配置の適正化について（答申）』において、第四中学校における「小中一貫の新しい学校づくり」が提案されており、その方向性も視野に入れ、次なる小中一貫教育を検討する必要があります。

以上の視点から、更なる義務教育の質の向上を目指し、全市的な小中一貫校への移行を推進し、これまでの市教育委員会と校長会の連携に加え、小学校と中学校がより一体化された組織の下で、「指導体制の一体化」の実現に向け、次なる小中一貫教育への方策を推進します。

「学びの連続性」

① 就学前教育との連携・運動

幼児期における教育は、その後の学習や人間関係においても大きな影響を与え、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることから、就学する前段階から目指すべき子ども像を意識した教育を推進し、より長期的な視点で子どもたちを育むことが重要です。

小中一貫教育の前段階である就学前教育と連携・運動した取組を推進し、これまでの小中一貫教育がより継続性・系統性・計画性ある取組となるよう、効果的な体制等を推進する必要があります。

② 家庭・地域との連携

小中一貫教育の推進には、学校だけではなく、家庭・地域も含めた地域社会全体で育てたい子ども像や学校教育目標を共有し、より連携を強めることが必要であり、そのようなお互いの連携の中で、地域の特性をいかしながら、中学校区単位でそれが特色を発揮できるようにし、未来を担う子どもたちを育んでいかなければなりません。

子どもたちが、意欲的で主体となって行動できる力を育むためにも、家庭・地域等の力を最大限に引き出せる体制づくりを積極的に推進していく必要性があり、地域社会で取り組む「協育」をより拡充することができるよう、情報発信や新たな仕組等を含め推進する必要があります。

以上の視点から、「学びの連続性」の実現に向け、小中一貫教育の前段階である就学前教育と小中一貫教育の連携・運動を深めた「教育」の推進、また、家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくりによる「協育」の推進が、子どもたちの生きる力、学ぶ力を育んでいくことにつながるため、既存の取組効果の拡充に加え、新たな取組を推進します。

次なる小中一貫教育の考え方

これまでの取組 (平成17年度～平成28年度)

小中一貫教育による実績等	市教育大綱での方向性
	家庭・地域との連携をより強化し、新たな体制や制度構築を進め、次のステージに飛躍する
取組・成果等	
<ul style="list-style-type: none"> ○推進・指導体制 ○児童・生徒の学び 	<p>就学前の子ども 小学校(3年間) 中学校(3年間) 小中一貫教育</p>

これまでの取組を踏まえた方向性等

次なる小中一貫教育

目的	今後の方向性	実施計画
義務教育全体の質の向上	指導体制の一体化 (体制、制度等を含めたより一体的な推進)	<u>全市的な小中一貫校への移行</u>
	学びの連続性 (就学前教育を含めた目標を共有して行う小中一貫教育及び家庭・地域等による地域社会との教育・協育)	<u>就学前教育と小中一貫教育の連携・連動</u> <u>家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり</u>

4 次なる小中一貫教育について

(1) 全市の小中一貫校への移行

小学校と中学校の一体的な運営を図るため、全中学校区を小中一貫校に移行し、それぞれの学校の校長、教職員組織による「指導体制の一体化」を推進します。

「施設一体型」小中一貫校の設置（第四中学校区）

第四中学校区3校（明和小学校・梅が丘小学校・第四中学校）による「施設一体型」の小中一貫校を、「小中一貫型小・中学校」として設置します。

なお、第四中学校区3校の中で最も敷地面積が大きい、現在の明和小学校用地への新校舎建設とし、平成31年4月から明和小学校を第四中学校敷地内に移転し、平成34年4月の開校を目指します。

設置に係るスケジュールの詳細、施設概要等は、寝屋川市小中一貫校推進検討委員会や、第四中学校区3校の学校や保護者、地域の方々で構成する協議会等で検討を重ね、「(仮称) 第四中学校区小中一貫校建設計画」を策定するとともに、「義務教育学校」への移行についても検討します。

また、一体化することで生じる学校跡地の活用については、全市的な見地から検討を重ねます。

「施設分離型」小中一貫校への移行（第四中学校区を除く）

現在の小中学校施設を活用して進める、「施設分離型」の小中一貫校とし、平成34年4月に「小中一貫型小・中学校」への移行を目指します。

なお、今後、各小中学校の児童生徒数の中長期的な予測の下、学校規模の適正化や適正配置の検討や、学校施設の整備を行う場合は、「寝屋川市校区問題審議会」に諮問を行うとともに、寝屋川市小中一貫校推進検討委員会において、地域の特性・特徴、市民の声、整備計画等、様々な角度から検討を行います。

【今後のスケジュール】

年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度
全12中学校区						9年間の教育目標、系統性・体系性に配慮した教育課程の検討 → 小中一貫校移行
第四中学校区	実施計画 建設計画	設計・検討	【明和小】 移転 校舎解体		新校舎建設	「施設一体型」 小中一貫校 開校

【参考資料】

第四中学校区 3 校の児童生徒数について

平成28年度		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	支援学級	合計
明和小	児童数	41(2)	34(2)	46(3)	54(0)	35(6)	61(2)	15	286
	学級数	2	1	2	2	2	2	4	15
梅が丘小	児童数	47(2)	40(0)	56(2)	45(2)	42(0)	38(3)	9	277
	学級数	2	2	2	2	2	1	2	13
第四中	生徒数	112(2)	86(3)	103(2)				7	308
	学級数	3	3	3				3	12



平成34年度(推計)	前期課程	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	支援学級	合計	「施設一体型」 小中一貫校 合計
(第四中学校区) 「施設一体型」 小中一貫校	児童数	103	104	89	125	104	90	24	639	児童生徒数 895
	学級数	3	3	3	4	3	3	5	24	
	後期課程	7年生	8年生	9年生	支援学級				合計	895
	生徒数	85	69	95	7				256	学級数 35
	学級数	3	2	3	3				11	

※平成 28 年 5 月 1 日現在の学級数・在籍数、平成 34 年度推計である。() は支援学級で外数である。

※平成 34 年度の支援学級(学級数・児童生徒数)は、平成 28 年度の数である。

小中一貫校（小中一貫型小・中学校及び義務教育学校）について（文部科学省 資料より）

修業年限	小中一貫型小・中学校		義務教育学校
	小学校 6 年・中学校 3 年	9 年（前期課程 6 年十後期課程 3 年）	
組織	それぞれの学校に校長、教職員組織		1人の校長 1つの教職員組織
教育課程	9 年間の教育目標の設定 9 年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成		
設置形態	施設一体型・施設隣接型・施設分離型 等		
設置基準	小学校には小学校設置基準、 中学校には中学校設置基準を適用		前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を準用
通学距離	小学校はおおむね 4 km 以内 中学校はおおむね 6 km 以内		おおむね 6 km 以内

(2) 就学前教育と小中一貫教育の連携・運動

小中一貫教育の前段階である就学前教育と小中一貫教育の連携・運動を行い、幼児期の教育・保育から小学校教育への円滑な接続を図ります。

① 保育所園、こども園、幼稚園との連携（情報共有・合同研修等）

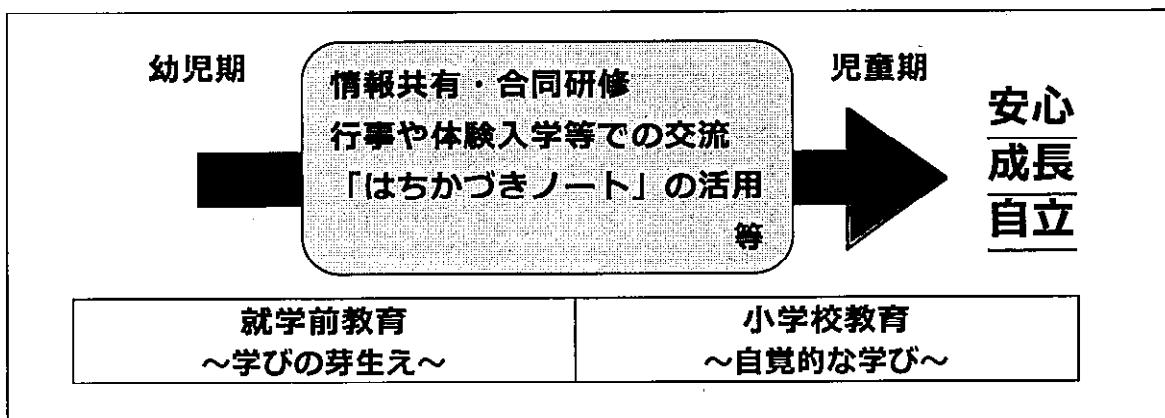
現在、「保育所園・こども園・幼稚園・小学校連携の集い」として、それらに携わる教員・担当者が集まり、円滑な小学校生活のスタートに向けた情報共有・連携が行われていますが、より効果的なものとなるよう、実施方法も含めた具体的な検討を行います。

② 就学前児童と小学校児童との交流

小中学校では、行事等における児童・生徒間の交流も活発に行われており、児童・生徒、互いの成長につながっています。就学前においても、小学校行事への参加や体験入学等、就学前児童と小学生児童が交流する機会を更に充実し、小学校入学後の安心・成長・自立につなげます。

③ 「はちかづきノート」（サポート手帳）の活用

平成28年4月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、全ての児童・生徒が共に学ぶ機会の拡充が求められています。保護者の参画の下、一人一人の障害の状態や教育的ニーズ、合理的配慮が個別の教育支援計画に明記され、個別の指導計画の活用や就学前からの確実な引継ぎなど、小中一貫した体制づくりを行うため、市で発行している「はちかづきノート」（サポート手帳）を、積極的に活用します。



(3) 家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり

学校・家庭・地域等が連携し、「地域で子どもを育てる、顔のわかる地域」の実現を目指し、青少年の健全育成、子どもの安全見守り等の取組を推進しています。より一層、開かれた学校づくりに向けた情報共有を深め、地域の人材や資源をいかした特色ある中学校区づくりの推進を図ります。

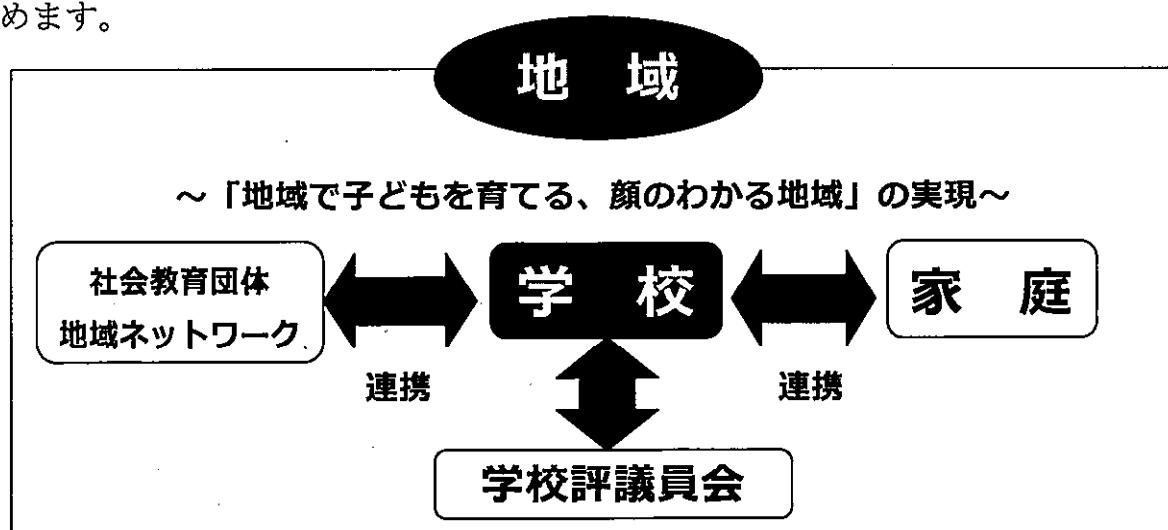
① 特色ある中学校区づくり

保護者や地域の意見をいかした学校運営を行うため、教育活動や授業の参観等、保護者や地域の方々が学校を訪問する機会を設定しており、学校評議員として地域の方も参画し、その学校評議員の意見を踏まえ、学校経営の改善・工夫に努めています。今後、学校評議員の制度をより充実させ、特色ある中学校区づくりに努めます。

② 地域活動を担う団体との連携

市立校園 P T A 協議会並びに青少年指導員会、地域教育協議会等の社会教育団体との協働や地域協働協議会等の地域ネットワークを活用し、小中学校の垣根を越えた地域での教育力向上や、青少年の健全育成も図られています。

今後、「生活習慣リーフレット」等を活用した、家庭における学習習慣や生活習慣の形成、家庭・地域と共に進める道徳教育の推進等、児童・生徒自らが人生を切り拓き、生き抜く力の育成に向け、地域活動を担う各団体との連携を一層深めます。



5 おわりに

本実施計画は、『寝屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』で示した考え方、「指導体制の一体化」、「学びの連続性」の実現を目指し、次なる小中一貫教育のスタートのため、平成34年度当初に向けた具体的な取組を示したものです。

全国的に小中一貫教育に取り組む自治体は年々多くなっており、今回の制度化により、今後も増えていくと思われます。より一層の学力・心力・体力の向上、学校・家庭・地域の連携強化に向け、全国各地の様々な事例も参考にしながら、寝屋川市小中一貫教育推進委員会等においても、引き続き検証を行います。

特に、新たな取組でもある「全市的な小中一貫校への移行」については、学校・家庭・地域の共通理解の下、推進する必要があります。その中でも、第四中学校区については、本市初の「施設一体型」の小中一貫校でもあることから、様々な視点から検討を重ね、円滑に開校できるよう準備を進めていき、本市小中一貫教育の先導役として、広くその成果を発信してまいります。

また、「就学前教育と小中一貫教育の連携・運動」、「家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり」については、学校を核とし、家庭や地域の力を結集させ、それぞれの教育力の向上を図り、未来の宝である本市の子どもたちが、夢と希望をもち、力強く将来へ歩みを進めることができるよう努めてまいります。

これらの取組により、本市小中一貫教育を更に推進し、義務教育全体の質の向上を目指します。

さらに、今後の各小中学校の児童生徒数の推移を見極め、学校規模の適正化や適正配置について「第28次寝屋川市校区問題審議会」に諮問を行い、答申を得る中で、新たな「施設一体型」の小中一貫校の設置等、検討を重ねてまいります。



寝屋川市小中一貫校設置実施計画

～次なる小中一貫教育に向けて～

平成 29 年 月策定

寝屋川市教育委員会事務局

学校教育部 教育政策総務課

寝屋川市本町1番1号

TEL 072-824-1181(代表)

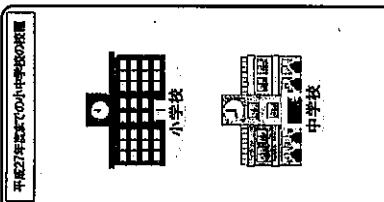
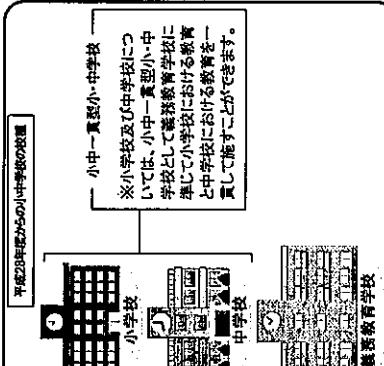
【策定の趣旨】 平成 17 年度から全市的に推進してきた小中一貫教育の次なるステージの展開を図り、義務教育全体の質を更に向上させるため、本計画を策定します。

碧屋川市的小中一貫教育

小中一貫教育については、本市と同様に全国各地でも推進されており、教育課程特例校制度を活用する等、地域の実情に応じた多様な取組が行われています。

小中一貫教育については明確な基準等ではなく、独自の取組として全国的に展開されていますが、小中一貫教育を実施することを目的とする義務教育学校や、義務教育学校に準じて「小学校における教育」と「中学校における教育」を一貫して施す「小中一貫型小・中学校」が制度化されるなど、小中一貫教育を施すための仕組みが整えられています。碧屋川市においては、平成 17 年度から義務教育 9 年間を見通した継続性・系統性・計画性のある一貫した教育を進める「小中一貫教育」により、小中学校が一体となった取組が展開され、全中学校区において特色ある中学校づくりに取り組み、確実に成果が見られています。これまで推進してきた小中一貫教育の成果と課題を踏まえ、次なる小中一貫教育を進めいくためにも、新たなビジョンの共有が不可欠であり、今後もより一層、義務教育全体の質の向上を図る必要があります。

義務教育及び小中一貫型小・中学校の制度化



小中一貫校(小中一貫型小・中学校)について

事業年報	小中一貫型小・中学校	9 年(前期課程 6 年+後期課程 3 年)
組織	それぞれの学校に校長、教諭職員組織	1人の校長 1つの教諭員組織
教育課程	9 年間の教育目標の設定 9 年間の系統性・体系性に配慮がなされている教育課程の編成	施設一体型・施設隣接型・施設分離型 等
設備整備	小学校には小学校設置基準、 中学校には中学校設置基準を適用	前期課程は小学校設置基準、 後期課程は中学校設置基準を適用
選学距離	小学校はおむね 4 km 以内 中学校はおむね 6 km 以内	おおむね 6 km 以内

次なる小中一貫教育の考え方

『碧屋川市小中一貫教育の検証並びに今後について』(平成 28 年 7 月策定)で示した考え方、「指導体制の一体化」、「学びの連続性」の実現が、本市小中一貫教育の更なる推進につながるとの認識の下、2つの視点から重点的な取組を推進します。

「指導体制の一体化」

- ① 小中一貫教育制度の活用
新たな小中一貫教育制度を活用し、義務教育全体の質を向上させる取組を、積極的に推進していく必要があります。
- ② 小中一貫校設置における施設形態
小中一貫校の施設形態については、文部科学省の実態調査から「施設一体型」に最も大きく成果が表れていますが、様々な角度から「施設一体型」が望ましいと考えます。しかし、施設一体型を度から計画的に検討を進める必要があります。
- ③ まちづくりとの連携
本市では、市街地再開発事業や土地区画整理事業（東碧屋川駅周辺地区等）、地区計画制度の活用等、地域の実情に応じた市民と協働したまちづくりが計画的に進められており、地域特性をいかした施策・事業が展開されています。その中で、第四中学校区では、地元組織と市が協働で作成した「まちづくり整備計画（案）」に基づき、小中一貫校について検討されている経緒があり、教育委員会においても敷地の確保や教育施設の整備等の面から検討を進めています。また、「第 27 次碧屋川市校区問題講議会」から出された答申において、第四中学校における「小中一貫の新しい学校づくり」が提案されており、その方向性も視野に入れ、次なる小中一貫教育を検討する必要があります。

「学びの連続性」

- ① 就学前教育との連携・連動
小中一貫教育の前段階である就学前教育と連携・連動した取組を推進し、これまでの小中一貫教育がより継続性・系統性・計画性ある取組となる必要があります。
- ② 家庭・地域との連携
地域社会で取り組む「協育」をより拡充することができるように、情報発信や新たな仕組等を含め推進する必要があります。

次なる小中一貫教育について

(1) 全市的小中一貫教育への移行

- 「施設一体型」小中一貫校の監置（第四中学校区）
第四中学校区 3 校（明知小学校・梅が丘小学校・第四中学校）等として、平成 34 年 4 月の開校を目指します。
- 「施設分離型」小中一貫校への移行（第四中学校区を除く）
現在の小中学校施設を活用して進める、「施設分離型」の小中一貫校とし、平成 34 年 4 月に「小中一貫型小・中学校」への移行を目指します。

(2) 痴学前教育と小中一貫教育の連携・連動

- ① 保育所園、こども園、幼稚園との連携（情報共有・合同研修 等）
現在、「保育所園・こども園・幼稚園・小学校・幼稚園・保育園・施設等における教育と連携が行われていますが、より効果的なものとなるよう、実施方法も含めた具体的な検討を行います。
- ② 就学前児童と小学校児童との交流
就学前から小学校行事への参加や体験入学等、就学前児童と小学生児童が交流する機会を更に充実し、小学校入学後の安心・成長・自立につなげます。
- ③ 「はなかづきノート」（サポート手帳）の活用
保護者の参画の下、一人一人の健常の状態や教育的ニーズ、合理的な配慮が個別の指導計画に明記され、個別の指導計画の活用や就学前からの確実な引継ぎなど、小中一貫した体制づくりを行ったため、市で発行している「はなかづきノート」（サポート手帳）を、積極的に活用します。
- ④ 家庭・地域との連携を含めた特色ある中学校区づくり
① 特色ある中学校区づくり
② 地域活動を担う団体との連携
「生活習慣リーフレット」等を活用し、児童・生徒自らが人生を切り拓き、生き抜く力の育成に向けて、地域活動を担う各団体との連携を一層深めます。

寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）について、みんなの意見を募集します －パブリック・コメント手続－

1 寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）とは？

平成17年度から全市的に推進してきた小中一貫教育の次なるステージの展開を図り、義務教育全体の質を更に向上させるため、「寝屋川市小中一貫校設置実施計画」を策定します。

※ 資料は、教育政策総務課、市民情報コーナー、市立中央・東・寝屋川市駅前図書館、各シティ・ステーション、堀溝サービス窓口、市ホームページで見ることができます。（配布しています。）

2 意見の提出方法

ア 意見を提出できる人

- ①寝屋川市内に住んでいる人
- ②寝屋川市内の事務所や事業所に勤めている人
- ③寝屋川市内の学校に通学している人
- ④寝屋川市内に事務所や事業所を持つ個人や法人その他の団体
- ⑤寝屋川市税の納税義務を持つ人
- ⑥この案件に利害関係を持つ人

イ 意見の募集期間

平成29年1月10日（火）～ 平成29年2月9日（木）

ウ 提出方法

下の提出先に、直接書面を持参するか、郵便、ファクシミリ、電子メールにて提出してください。意見には、必ず住所・氏名・案件名を明記してください。

様式を添えておりますが、任意の様式でも構いません。

※ 提出された意見は、原則として公表します。

なお、提出者個人の住所・氏名等の情報については、寝屋川市個人情報保護条例に基づいて、適切に扱います。

※ 政策に対する賛成・反対ではなく、具体的な修正意見をお願いします。

※ 電話など口頭による意見の受付は行いません。

エ 提出先・問合せ先

寝屋川市教育委員会事務局 学校教育部教育政策総務課（市役所東館2階）

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL 072-824-1181 内線3013 FAX 072-813-0083

e-mail:kyouiku@city.neyagawa.osaka.jp

オ 提出された意見の取扱い

市は、提出された意見を受け止め、案に盛り込めるかどうかよく考えた上で、提出された意見のあらましと、意見に対する考え方を公表します。

「寝屋川市小中一貫校設置実施計画（素案）」に対する意見

氏名：

住所：

連絡先：（電話番号又はメールアドレス等）

※①提出された意見は、原則として公表します。

※②個々の意見に対して、直接回答はしません。

(意見)